

# 石川県公報

平成27年9月29日  
第12838号（火曜日）  
毎週2回 火曜 金曜発行

## 目 次

告 示		公 告	
○平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等の一部改正（管財課）	1	○県道の供用の開始（同）	2
○平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等の一部改正（同）	1	○公有水面埋立ての免許の出願（港湾課）	3
○歳入の徴収事務の委託（国際観光課）	2	○予防接種を行う医師に係る公告（健康推進課）	4
○県道の区域の変更（道路整備課）	2	○農用地利用配分計画の認可公告（農業政策課）	4
		○建設業の営業の停止命令の公告（監理課）	5
		○公共測量終了公告（同）	5
		○指定構造計算適合性判定機関の委任公告（建築住宅課）	5
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

## 告 示

### 石川県告示第462号

平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号。以下「平成9年告示」という。）の一部を次のように改正する。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第2項第2号中「11月1日」を「10月1日」に改める。

#### 附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 改正後の平成9年告示の規定は、平成28年度以後の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査（以下「入札参加者資格審査」という。）について適用し、平成27年度以前の入札参加資格審査については、なお従前の例による。

### 石川県告示第463号

平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号。以下「平成11年告示」という。）の一部を次のように改正する。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条第2項第2号中「11月1日」を「10月1日」に改める。

#### 附 則

- この告示は、公表の日から施行する。
- 改正後の平成11年告示の規定は、平成28年度以後の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者の資格の審査（以下「入札参加者資格審査」という。）について適用し、平成27年度以前の入札参加者資格審査については、なお従

前の例による。

### 石川県告示第464号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。  
平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
「DETECTIVE CONAN Kanazawa & Kaga Rail Pass」に係る使用料の徴収に関する業務	金沢市鞍月1丁目1番地	公益社団法人石川県観光連盟	平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

### 石川県告示第465号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。  
なお、その関係図面は、平成27年9月29日から同年10月13日まで縦覧に供する。  
平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢美川小松線	白山市徳光町4053番地先から 白山市小川町1146番地先まで	旧	11.90 ~ 21.20 726.5	石川土木総合事務所維持管理課
		新	24.09 ~ 27.80 726.5	
〃	白山市小川町1145番1地先から 白山市小川町1253番1地先まで	旧	16.70 ~ 21.86 564.5	〃
		新	27.40 ~ 31.55 564.5	
松任宇ノ気線	金沢市福増町南82番1地先から 金沢市福増町南86番1地先まで	旧	31.10 ~ 41.60 75.2	県央土木総合事務所維持管理課
		新	28.10 ~ 41.60 75.2	
〃	金沢市福増町南1038番地先から 金沢市福増町南1039番地先まで	旧	30.00 ~ 31.20 29.6	〃
		新	28.70 ~ 31.20 29.6	
〃	金沢市福増町南1039番地先から 金沢市福増町南1042番地先まで	旧	32.40 ~ 55.80 68.3	〃
		新	29.90 ~ 55.80 68.3	
〃	金沢市福増町南1044番地先から 金沢市福増町南1289番地先まで	旧	27.60 ~ 37.90 194.3	〃
		新	27.00 ~ 37.90 194.3	

### 石川県告示第466号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、平成27年9月29日から同年10月13日まで縦覧に供する。  
平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の縦覧場所
金沢美川小松線	白山市徳光町4053番地先から 白山市小川町1146番地先まで	平成27年10月1日	石川土木総合事務所維持管理課

〃	白山市小川町1145番1地先から 白山市小川町1253番2地先まで	〃	〃
---	--------------------------------------	---	---

### 石川県告示第467号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、同法第3条第1項の規定により、同法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、平成27年9月29日から同年10月20日まで石川県土木部港湾課及び石川県奥能登土木総合事務所港湾課において縦覧に供する。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 出願年月日

平成27年9月1日

2 出願者の名称

輪島市

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

輪島市輪島崎町壱部11番1の地先公有水面

イ 区域

次のA1の地点からA27の地点までを順次直線で結んだ線及びA27の地点からA1の地点を結ぶ平成26年秋分の満潮位（D.L.+0.39m）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

A1の地点 街区基準点10A02（北緯37度24分09秒、東経136度53分55秒）から 22度22分19秒 378.67mの地点

A2の地点	A1の地点から	218度30分21秒	0.35mの地点
A3の地点	A2の地点から	289度52分27秒	12.30mの地点
A4の地点	A3の地点から	277度51分09秒	6.27mの地点
A5の地点	A4の地点から	272度12分46秒	1.70mの地点
A6の地点	A5の地点から	277度28分56秒	2.28mの地点
A7の地点	A6の地点から	270度28分48秒	7.16mの地点
A8の地点	A7の地点から	270度30分53秒	2.67mの地点
A9の地点	A8の地点から	280度54分46秒	2.63mの地点
A10の地点	A9の地点から	291度21分37秒	2.67mの地点
A11の地点	A10の地点から	301度52分27秒	9.76mの地点
A12の地点	A11の地点から	289度02分22秒	5.57mの地点
A13の地点	A12の地点から	287度30分34秒	5.31mの地点
A14の地点	A13の地点から	98度13分28秒	5.11mの地点
A15の地点	A14の地点から	99度29分49秒	4.09mの地点
A16の地点	A15の地点から	100度39分06秒	4.09mの地点
A17の地点	A16の地点から	101度27分51秒	1.66mの地点
A18の地点	A17の地点から	102度17分52秒	4.24mの地点
A19の地点	A18の地点から	103度29分43秒	4.24mの地点
A20の地点	A19の地点から	104度17分11秒	1.36mの地点
A21の地点	A20の地点から	105度05分56秒	4.40mの地点
A22の地点	A21の地点から	106度20分19秒	4.40mの地点
A23の地点	A22の地点から	107度05分14秒	0.91mの地点
A24の地点	A23の地点から	107度54分01秒	4.85mの地点

A25の地点 A24の地点から 109度16分07秒 4.85mの地点

A26の地点 A25の地点から 110度24分35秒 3.24mの地点

A27の地点 A26の地点から 110度51分59秒 6.35mの地点

ウ 面積

130.43平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

輪島市輪島崎町壱部11番1並びに当該番地の地先公有水面

イ 区域

次のB1の地点からB14の地点までを順次直線で結んだ線及びB14の地点とB1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

B1の地点 街区基準点10A02(北緯37度24分09秒、東経136度53分55秒)から 24度06分18秒 373.18mの地点

B2の地点 B1の地点から 290度06分16秒 21.35mの地点

B3の地点 B2の地点から 267度31分31秒 24.24mの地点

B4の地点 B3の地点から 296度29分39秒 27.13mの地点

B5の地点 B4の地点から 270度39分20秒 17.74mの地点

B6の地点 B5の地点から 280度27分11秒 15.21mの地点

B7の地点 B6の地点から 4度51分09秒 17.57mの地点

B8の地点 B7の地点から 94度53分32秒 30.15mの地点

B9の地点 B8の地点から 96度55分00秒 10.70mの地点

B10の地点 B9の地点から 99度48分17秒 10.70mの地点

B11の地点 B10の地点から 101度53分55秒 12.10mの地点

B12の地点 B11の地点から 105度42分48秒 9.29mの地点

B13の地点 B12の地点から 107度55分38秒 11.27mの地点

B14の地点 B13の地点から 110度51分56秒 24.72mの地点

ウ 面積

2,093.85平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行うA類予防接種について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
犀 川 太	県内全域	羽咋市市場町松崎24番地 公立羽咋病院

### 農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
宮田 順一	能美市徳久町ナ77	能美市鍋谷町408ほか1筆
農事組合法人 アグリ田子島	能美郡川北町字田子島ウ127	能美市下清水町ヨ44ほか2筆

## 2 認可年月日

平成27年9月29日

## 建設業の営業の停止命令の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 処分をした年月日 平成27年9月17日

## 2 処分を受けた者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号

- (1) 商号 有限会社酒井産業
- (2) 代表者の氏名 酒井 智春
- (3) 主たる営業所の所在地 河北郡津幡町仮生ト62
- (4) 許可番号 石川県知事許可(般-24)第16659号

## 3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

- (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に係る営業の全て
- (2) 期間 平成27年9月28日から同月30日までの3日間

## 4 処分の原因となった事実

2の処分を受けた者が、みだりに廃棄物を捨てる目的で、河北郡津幡町字仮生140番地先土場から同町字仮生ノ31番付近山林まで中型貨物自動車の荷台に積載して運搬を行ったとして、平成27年3月16日に金沢区検察庁に起訴され、同月24日に金沢簡易裁判所から罰金60万円の略式命令を受け、同年4月9日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

## 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (空中写真測量地図情報レベル2500)	平成27年3月4日から 同年8月3日まで	河北郡津幡町、金沢市、野々市市 及び白山市

## 指定構造計算適合性判定機関の委任公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の2第1項の規定により、次のとおり構造計算適合性判定を指定構造計算適合性判定機関に委任した。

平成27年9月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人ベターリビング  
東京都千代田区富士見二丁目7番2号

- 2 構造計算適合性判定の業務を行う区域  
県内全域
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
東京都千代田区富士見二丁目7番2号
- 4 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務  
全ての判定の業務
- 5 構造計算適合性判定の業務の開始日  
平成27年9月29日

## 公安委員会

### 石川県公安委員会告示第119号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成27年9月29日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表141、143及び238の項を次のように改める。

141	彦三町2丁目交差点	金沢市彦三町2丁目1番27号先 市道彦三町2丁目線2号と市道彦三町2丁目線7号との交差点	S 54. 3. 30
143	玉川こども図書館前交差点	金沢市玉川町2番2号先 市道準幹線599号三社高岡町線と市道玉川町線9号との交差点	S 54. 3. 31
238	彦三町中	金沢市彦三町1丁目15番1号先 市道1級幹線10号武蔵森山線上	H 7. 3. 24

別表第2（一方通行の指定）輪島警察署管内の表23の項を次のように改める。

23	市道河井海岸線	輪島市河井町1部81番地先から 輪島市河井町1部81番地12先まで	約80 メートル	終日	自動車及び 原動機付自 転車	朝市通りか ら浜通りに 至る方向
----	---------	--------------------------------------	-------------	----	----------------------	------------------------

別表第18（駐車禁止）輪島警察署管内の表21及び26の項を次のように改める。

21	市道中浜3号線	輪島市鳳至町下町163番地先から 輪島市河井町4部31番地先まで（海側）	約540 メートル	終日	車両
26	市道河井海岸線	輪島市河井町1部81番地先から 輪島市河井町1部81番地12先まで	約80 メートル	終日	車両

別表第1（信号機の設置場所）大聖寺警察署管内の表5の項を次のように改める。

5	削	除
---	---	---

別表第1（信号機の設置場所）七尾警察署管内の表9の項を次のように改める。

9	削	除
---	---	---